

基本方針6 生活・居住環境の向上

1 高齢者に配慮したまちづくりの推進

(1) 公共公益施設の整備

【現状】

まちづくりにおいて、国では「ハートビル法」や「交通バリアフリー法」によって、県では「茨城県ひとにやさしいまちづくり条例」に基づいて、公共施設はもとより民間建築物においても、福祉的な配慮がなされつつあります。本市においても、住宅や公共的施設の段差解消、道路整備における視覚障害者誘導ブロックの設置及び交通安全施設の整備などを進めています。

【今後の方針】

年齢や障害の有無にかかわらず、だれもが暮らしやすいまちづくりを推進するため、ユニバーサルデザインの普及に努めます。

(2) 移動手段の確保

① コミュニティバス（スマイルあおぞらバス）

【現状】

高齢者をはじめとする交通弱者の日常生活を営むうえでの交通手段を確保するため、平成18年10月から2コースで運行を開始しました。

平成19年7月には5コースに拡大し、以降、経路や時刻の見直しを行いながら運行しています。

(表 4-132) 実施状況

| 区 分 | 平成20年度 | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 |
|---------|---------|---------|---------|--------|
| 運行コース | 5 | 5 | 5 | 5 |
| 利用者数(人) | 119,776 | 130,820 | 145,382 | 72,046 |
| 一日平均(人) | 334 | 364 | 405 | 394 |

※ 平成23年度は9月末現在

【今後の方針】

今後も地域の実情に応じて、利便性の向上につながる運行経路や時刻の見直しなどを行い、継続して事業を実施します。

②福祉バス

【現状】

福祉増進のため、高齢者及び身体障害者等の福祉団体の事業実施に必要な場合に、福祉バスを運行しています。

(表 4-133) 実施状況

| バス | 区分 | 平成 20 年度 | 平成 21 年度 | 平成 22 年度 | 平成 23 年度 |
|-----|--------|----------|----------|----------|----------|
| 大 型 | 回数 (回) | 192 | 193 | 191 | 85 |
| | 人数 (人) | 5,685 | 5,551 | 5,944 | 2,268 |
| 中 型 | 回数 (回) | 218 | 213 | 218 | 98 |
| | 人数 (人) | 2,070 | 2,380 | 2,931 | 1,294 |

※ 平成 23 年度は 9 月末現在

【今後の方針】

引続き、福祉バスを運行します。

③福祉有償運送

【現状】

NPO法人等が、要介護高齢者や障害者等の単独での移動が困難な人(移動制約者)を対象に有償で行っている送迎サービスです。市は福祉有償運送等運営協議会を設置し、事業の必要性等の協議を行います。

(表 4-134) 実施状況

| 区 分 | 平成 20 年度 | 平成 21 年度 | 平成 22 年度 | 平成 23 年度 |
|----------|----------|----------|----------|----------|
| 事業者 (団体) | 2 | 1 | 1 | 2 |

※ 平成 23 年度は 9 月末現在

【今後の方針】

福祉有償運送等運営協議会において事業内容等の協議を行い、適正な運営を確保します。

2 高齢者に向けた住宅整備の促進

(1) サービス付き高齢者向け住宅

【現状】

高齢者に向けた賃貸住宅については、「高齢者専用賃貸住宅」、「高齢者円滑入居賃貸住宅」など種類や制度自体が複雑で、介護が必要となった場合の退去を余儀なくされたり、介護事業者との連携が不十分であるなど多くの課題がありました。

平成23年10月施行の「高齢者の居住の確保に関する法律」の改正により、従来の「高齢者専用賃貸住宅」等のうち、規模や設備、一定のサービス基準等を満たした住宅を「サービス付き高齢者向け住宅」として一元化し、県知事はその登録や指導、監督を行うことになりました。

【今後の方針】

高齢者が安心して暮らせる新たな住まいとして重要であると考えられることから、民間事業者による整備促進に努めます。

(2) シルバーハウジング（高齢者世話付住宅）

【現状】

シルバーハウジングは、バリアフリー化や手すりの設置、緊急通報システムなどの設備面だけでなく、安否確認や生活相談、疾病等の際の一時的な家事援助などを行う生活援助員（ライフサポートアドバイザー）が配置されることで、高齢者が安心して生活できるように配慮されている住宅です。

県営もみじが丘アパートに29戸整備されており、市では生活援助員を配置し、入居者の生活支援等に当たっています。

【今後の方針】

入居者が安心して生活が送れるよう継続して生活援助員を配置し、必要な支援に努めます。

3 安全な生活環境の確保

(1) 防火・防災対策

【現状】

ひとり暮らし高齢者の実態把握や危機管理マニュアルを作成し、災害時の行動など日常の備えについて周知啓発を行うとともに、介護保険施設等においては、防火設備の点検や防災、避難訓練を実施しています。

また、市ではひとり暮らし高齢者など災害が起きた時に手助けを必要とする方（災害時要援護者）に対して、自治会・自主防災会・民生委員・近隣住民等が連携して支援をしていく災害時要援護者支援制度を行っています。

【今後の方針】

引続き、防火・防災知識の普及啓発に努めるとともに、災害時要援護者支援制度の推進に努めます。

(2) 防犯対策

【現状】

高齢者が住みなれた地域で安心して生活が出来るよう、自主防犯組織によるパトロールや市報、「治安ひたちなか」等により啓発活動を行っています。

【今後の方針】

引続き、自主防犯組織によるパトロール活動、啓発活動の拡充に努めます。

(3) 交通安全対策

【現状】

市内における高齢者が係わる交通事故の件数は、平成18年から平成22年までの5年間では、ほぼ横ばいとなっています。しかし、高齢者の交通事故死者は増加し、全死者の約半数を占める状況となっています。

市では、地区別交通安全大会、ひとり暮らし高齢者などへの交通安全チラシ「お元気ですか」の発行(年4回)、配布及び高齢者クラブ、自治会での交通安全教室の開催など、高齢者の交通事故を未然に防ぐための交通安全教育に力をいれています。

(表 4-135) 実施状況

| 事業名 | 区分 | 平成20年度 | 平成21年度 | 平成22年度 |
|------------------|---------|--------|--------|--------|
| 地区別交通安全大会 | 開催回数(回) | 9 | 9 | 9 |
| 交通安全チラシ発行 | 発行回数(回) | 4 | 4 | 4 |
| 高齢者クラブ・自治会交通安全教室 | 開催回数(回) | 9 | 18 | 29 |
| | 参加人数(人) | 641 | 583 | 1,302 |

【今後の方針】

引き続き高齢者の安全確保のため、講習会や啓発活動などの充実を図ります。

(4) 消費生活対策

【現状】

消費生活センターでは、消費生活についての相談の実施や各種講座の開催、情報の提供を行い、市民の利益の擁護と増進を図っています。

高齢者の消費トラブルは多発しており、ひたちなか市消費生活センターにおける平成22年度の60歳以上の高齢者の相談件数は全体の約40%を占めています。

市においては、地域団体との連携を図りながら様々な機会を通して啓発講座を実施しています。

(表 4-136) 実施状況

| 区分 | 平成20年度 | 平成21年度 | 平成22年度 |
|-------------|--------|--------|--------|
| 出前講座実施回数(回) | 30 | 19 | 21 |

【今後の方針】

引き続き、地域と連携を図りながら高齢者の消費トラブル防止に努めます。